

財団法人日本花普及センター常勤役員報酬規程

第1条 財団法人日本花普及センター寄附行為第19条の2の常勤役員の報酬については、この規程に定めるところによる。

2 常勤役員の報酬は、本俸、通勤手当及び期末手当とする。

第2条 常勤役員の本俸は、次の表のとおりとする。

役 職 名	本 俸 月 額
専 務 理 事	700,000円

2 常勤役員が月の中途において就任した場合はその日から、退任した場合はその日まで、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算した額を支給する。

3 常勤役員への報酬（期末手当を除く）の支払日は、毎月職員への支払日と同日とする。

第3条 常勤役員の通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95条）に準じて支給する。

第4条 常勤役員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において、常勤役員が受けるべき本俸の月額に、7月に支給する場合においては100分の240、12月に支給する場合においては100分の260を乗じて得た額を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6か月	100 / 100
5か月以上6か月未満	80 / 100
3か月以上5か月未満	60 / 100
3か月未満	30 / 100

3 常勤役員への期末手当の支払日は、職員への支払日と同日とする。

第5条 この規程の改廃は、会長が理事会の承認を受けて行うものとする。

附則

この規程は、平成14年6月20日から実施する。